

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和6年7月10日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務は下記のとおりとする。

業務名称

資産管理システム導入業務

1 発注案件の内容

契約管理番号	240089
業務名称	資産管理システム導入業務
業務目的	<p>現在、阪神水道企業団では、土木、建築、設備等の資産管理において、個別のシステムあるいは記録方法により管理を行っている。システム化されている台帳はそれぞれのシステム仕様でデータ構築され、システム化されていない台帳も様々な形式のアプリケーションデータで構築されている。</p> <p>そのため、施設台帳管理を一元化するとともに、データの汎用性を確保することを目的として資産管理システムを導入する。</p>
業務内容	<p>(1) システム構築業務</p> <p>ア 詳細設計業務（台帳入力項目の設計、設備点検システムとの将来的な連携等）</p> <p>イ システム導入業務（公営企業会計システムとのデータ連携を含む。）</p> <p>ウ 本システムを利用するためのデータセンターでの環境構築業務</p> <p>エ 現行システムからのデータ移行業務</p> <p>オ データ構築業務（未入力データ、非システム台帳のデータ）</p> <p>カ 運用ルール策定支援業務</p> <p>キ 本システムを利用するための説明会、研修業務、伴走支援業務</p> <p>ク 操作等マニュアルの作成</p> <p>(2) システム運用保守業務</p> <p>本システム本稼働後の運用保守</p>
システムの概要	<p>構築するシステムは、長期にわたる維持管理の負担軽減と安定的なシステム運営等を実現するため、データセンターが提供するクラウド環境上にシステムを構築し、インターネット回線を利用して接続するクラウド方式とする。</p>
プロポーザル(提案)を求める内容	<p>(1) 実施体制及び工程計画 （1 頁程度）</p> <p>業務概要（企業団が求めるシステムに対する理解度）、実施体制（業務従事者の体制）、工程計画（全体工程と負荷軽減策など）。</p> <p>(2) システム概要 （5 頁程度）</p> <p>画面構成、操作性、業務効率や正確性を向上させる仕組み、検索性、シミュレーション、その他効率の向上に有効な機能。</p> <p>(3) 導入支援 （1 頁程度）</p> <p>管理体制及び運用ルール策定支援、操作等に係る説明会の</p>

	<p>支援内容。</p> <p>(4) セキュリティ (1 頁程度) 日本データセンター協会 (JDCC) が規定するデータセンターファシリティスタンダード (JDCC-FS) におけるティア 3 準拠以上、又はそれに相当する規格を満たしているか。バックアップ、マルウェア対策。</p> <p>(5) 運用保守 (1 頁程度) 運用時のサポート体制、サポート内容。</p> <p>(6) その他 (1 頁程度) 仕様書に定められた内容以外の追加提案。</p>
履行期間	<p>(1) システム構築業務 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日</p> <p>(2) 運用保守期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 ※システム運用に係る業務については、本業務受注者と協議のうえ別途契約を行う。</p>
契約金額の上限 (消費税及び地方消費税を除く。)及び契約に関する事項	<p>(1) 構築費用 142,000,000円 内訳：令和 6 年度事業分：20,360,000円以内 令和 7 年度事業分：121,640,000円以内</p> <p>(2) 運用保守費用 (システム使用料を含む。)(長期継続契約) 年額 6,400,000円 × 5 年 (60 か月) 上記(2)は長期継続契約であり、当該予算の議会の可否を得て実施するものであり、予算額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除することになる。</p>
支払方法	2 回払い (中間 1 回)
契約不適合責任期間	1 年
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約 (定額てん補、付保割合 100 分の 5 以上) を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。また、同等の指名停止を公的機関からを受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。</p> <p>(6) 実施予定年度の前年度から起算して過去5年間に於いて、管路又は設備管理システムのクラウド方式による導入実績を有すること。</p>
------	---

2 スケジュール（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで、最終日は下記記載の受付時間までとし、受付期間以降の提出等は無効とする。）

参加表明書の受付期間	公告の日から7月22日(月)16時まで
質問受付期間	公告の日から7月24日(水)15時まで
質問回答予定日	7月29日(月)予定
提案書の受付期間	提案説明書受領の日から8月8日(木)12時まで
プレゼンテーションの実施（リモート）	8月20日(火)予定
受託候補者の特定	8月27日(火)予定
受託候補者との協議後契約締結	8月30日(金)予定

3 共通事項

「参加表明書等」について	<p>電子メールにより提出</p> <p>提出先 総務部総務課契約係</p> <p>E-mail keiyaku@hansui.or.jp</p>
--------------	---

<p>参加表明書等に必要書類 ただし、(5)、(6)に関しては令和5・6年度競争入札参加資格の認定を受けた者は不要とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書（様式－1） (2) 誓約書（様式－2） (3) 過去5年の業務実績（様式－3） (4) その他必要書類（様式任意） (5) 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書 (6) 納税証明書
<p>参加表明書等の内容に関する留意事項 （実施予定年度の前年度から起算して過去5年の業務実績）</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。 (2) 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。
<p>提案説明書等の配付</p>	<p>参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書等を電子メールにて配付</p>
<p>受託候補者の特定方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 受託候補者の特定に当たっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを原則リモートで求め、実施日時等については、別途担当者に連絡する。 (2) 提案内容の審査は、提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時に資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。
<p>契約に関する条件</p>	<p>契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。</p>
<p>その他留意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。 (2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。 (3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止等の措置を行うことがある。 (5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。 (6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の受託

	<p>委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の受託候補者特定の公表までの間において、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。</p>
<p>その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先</p>	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電話(078)431-1902(直通) E-mail keiyaku@hansui.or.jp 問合せ対応は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>